

(新) 大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討・拠点整備事業

950百万円 ( 0百万円)

【26年度補正】 20,489百万円

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

## 1. 事業の必要性・概要

環境省では、東日本大震災をはるかに上回る規模の自然災害に備え、廃棄物処理システムの強靱化に関する総合的な対策の検討を平成25年度より進めている。本検討では、

- ①平成25年6月に成立した「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第54号）により、災害廃棄物処理については、環境大臣が廃棄物処理の特例地域を指定し、同地域における特例的な廃棄物の処理基準及び委託基準の規定を実施できることとされたこと
- ②「国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号）に基づく「国土強靱化基本計画」において、「地域ごとに関係者が連携した災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を可能とする廃棄物処理システムの構築に向けた対策を推進」することとされ、その具体的な施策として、「地方環境事務所、自治体等からなる広域的な処理体制の整備」が掲げられていること
- ③平成25年5月の「廃棄物処理施設整備計画」においても、3Rの推進に加え、災害対策等の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保を進めること

などを背景とし、廃棄物分野においても、強靱な廃棄物処理システムの確保を進めることが求められている。

## 2. 事業計画（業務内容）

### （1）大規模災害時における災害廃棄物処理体制に係る検討体制の強化

東日本大震災において、混合廃棄物等の処理は建設機材や仮設施設で処理されるケースが多かったが、既存の破碎・選別施設において、混合廃棄物となった状態の災害廃棄物の受入れ処理が可能か否かに関する情報がなかった。このため、災害廃棄物等の要処理量の試算と処理施設における処理可能量の比較検討を行うための一連の手法について検討する。

### （2）大規模災害時における災害対応拠点となり得る廃棄物処理施設の整備

大規模災害発生時において、生活環境の保全と公衆衛生の向上が図られるよう、地域の災害対応拠点となり得る廃棄物処理施設の整備を支援する。

## 3. 施策の効果

大規模災害の発生時において、災害廃棄物等の円滑・迅速な処理を実施し、国民の生活環境が保たれ、早期に復旧・復興につながるができるよう、事前の対策を策定するとともに、平時からの備えとしての地域の廃棄物処理システムを強靱化する。

# 大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討・拠点整備事業

今までの東日本大震災以降の動き  
(制度的対応)

## 【政府全体】

災害対策基本法  
(H25. 6. 21改正公布)

国土強靱化基本法  
(H25. 12. 11公布)

- 防災・減災政策の一環として、災害廃棄物対策を位置付け。

## 環境分野の推進方針

- 自家発電設備の設置等も含めた計画的な廃棄物処理施設の更新
- 広域的な処理体制の確保
- 災害廃棄物を仮置き等するためのストックヤードの整備等
- 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を可能とする廃棄物処理システムの構築に向け対策を推進。  
(国土強靱化基本計画 (H26. 6閣議決定))

## 【環境省】

廃棄物処理施設整備計画の改定 (H25. 5閣議決定)  
「災害対策の強化」を明記

- 廃棄物処理施設を、災害廃棄物を円滑に処理するための拠点と捉え直す。  
→ 広域圏ごとに一定程度の余裕を持った焼却施設及び最終処分場の能力を維持し、代替性及び多重性を確保。
- 地域の核となる廃棄物処理施設においては、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保

## その他、災害廃棄物対策に関する事業の成果

- 災害廃棄物対策指針 (H26. 3策定)
- 巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて (H26. 3中間取りまとめ) 等

## 廃棄物処理システムの強靱化に向けた平成27年度事業の内容

### (1) 大規模災害時における災害廃棄物処理体制に係る検討体制の強化

- 東日本大震災において、仮置場に集められた混合廃棄物等の破碎・選別処理は、仮置場における建設機材や仮施設で処理されるケースが多かった。
- 既存の破碎・選別施設において、混合廃棄物となった状態の災害廃棄物の受入れ処理が可能か否かに関する情報がなく、どの程度実際に利用可能か不明。

- 災害廃棄物等の要処理量の試算と処理施設における処理可能量の比較検討を行うための一連の手法について検討する。

### (2) 大規模災害時における災害対応拠点となり得る廃棄物処理施設の整備

- 大規模災害発生時においても、生活環境の保全と公衆衛生の向上が図られるよう、地域の災害対応拠点となり得る廃棄物処理施設の整備を支援する。